特定非営利活動法人

移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

第４回　通常総会

日　時　　２０１８年6月１０日（日）１３：００～１３：５０

場　所　　北星学園大学（北海道札幌市厚別区大谷地西 2-3-1）

プログラム　１３：００　開会　議長、議事録署名人選出
１３：１０　議案提案
１３：２５　質疑応答
１３：５０　閉会

議　案			
	第１号議案	2017 年度事業報告	2 頁
	第２号議案	2017 年度収支決算報告	10 頁
	第３号議案	2018 年度事業計画	13 頁
	第４号議案	2018 年度収支予算計画	20 頁
	第５号議案	定款の一部変更の件	22 頁
	第６号議案	役員選出の件	23 頁

The 4th General Meeting of Non-Profit Organization (NPO) Solidarity Network with Migrants Japan(SMJ)

Date & Time: June 10th (Sunday) 13:00-13:50

Place: Hokusei Gakuen University（Sapporo-shi, Hokkaido）

Program schedule

13:00 Program starts　Election of a chairperson and a secretary
13:10 Proposal of subjects for debate
13:25 Questions and answers
13:50 Closing

Subjects for Debate

No.1 Activity report of 2017
No.2 Financial report of 2017
No.3 Project plan of 2018
No.4 Budget plan of 2018
No.5 Amendment of articles of the association
No.6 Election of members of the board of directors

第１号議案

特定非営利活動法人

移住者と連帯する全国ネットワーク

2017 年度　事業報告（案）

（2017 年 4 月～ 2018 年 3 月）

はじめに

2017 年度の移住連の活動の特徴は、従来の事業と活動の継続に加え、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会にあわせた政策提言の作成にむけ、市民社会での対話と議論の場づくりをめざす移住者の権利キャンペーン 2020「ここにいる Koko ni iru.」を本格的にスタートしたことであろう。キャンペーン 1 年目にあたる 2017 年度は、移住者の存在や移民問題を市民社会に積極的に発信することに重点をおき、集会やセミナー、タウンミーティングなどを開催した。また、関連団体主催のキャンペーンの賛同や協賛企画を積極的に呼びかけ、異なる地域や分野でキャンペーン関連イベントの開催が実現した。さらに、政策提言については、移民社会を支える理念など、総論部分にかかわる議論を進めた。

安倍政権の成長戦略のもと、日本の少子高齢化や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた労働力不足への対応として、技能実習制度の拡大や外国人の短期的な活用を目的とする新たな受け入れ制度の導入が推し進められる中、移住連は制度の現状もふまえつつ、権利の観点からの移民政策の必要性を訴え、ロビイングに取り組んだ。

人種差別撤廃を求める動きでは、2016 年に成立したヘイトスピーチ解消法の実効化をめざした取り組みを関連団体と連携して取り組んだ。

一方、改定入管法による在留資格取消し制度の拡大や新たな罰則の強化、また、度重なるチャーター機による非正規滞在者の一斉送還に象徴されるように、在留外国人の管理強化や非正規滞在者の排除も継続したままである。移住連ではこのような移住者への管理と非正規滞在者の排除に反対し、議員へのロビイングや省庁との交渉を継続した。

また、組織の維持拡大のため、1 年をつうじて、会員・購読者拡大のためのキャンペーンや情報誌の販促に取り組んだ。カレンダー制作など一部で新たな事業も開始したが、安定的な財政基盤をつくるための事業の開拓は、今後の大きな課題である。

Ⅰ　情報発信事業

1. M ネットの発行・販促

(1)　毎月 1 回､編集部会議を開催した。情報誌 M ネット（フルカラー版､40 頁）を年 6 回 (2017 年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2018 年 2 月) 発行した。

(2)　年間をつうじてホームページによる電子版を含む販売、集会などの関連イベントでの販売活動を行った。

(3)　特集ごとにターゲット層を意識したインターネットメディアでの広報や見本誌送付による新規の定期購読の呼びかけなどを行った。

2. メーリングリスト、HP 等の運営・管理

(1)　会員メーリングリスト（migrant-j）を通じて会員間の情報交換の場を提供した。

(2)　ホームページをつうじた情報発信に努めた。主催や共催の企画や声明等の情報発信と共に、政策提言キャンペーンやワークショップ等の課題別の情報発信を行った。2018 年度始めのホームページリニューアルをめざし、内容の大幅な見直し作業を進めた。

(3)　Facebook をつうじて、定期的な情報発信を行った。

3. 書籍編集と発行

(1)　国際移住者デーフェスティバルの応募作品の中から写真構成し、「ここにいるカレンダー 2018」を制作、500 部発行した。

(2)　「外国人医療・福祉・社会保障」ハンドブックの書籍出版に向けた準備を開始した。

Ⅱ　講師派遣及び研修会等の企画運営事業

1. シンポジウム等の開催

(1)　移住連政策提言プロジェクト・移住者の権利キャンペーン 2020 「ここにいる Koko ni iru.」キックオフ集会の開催

上記のプロジェクトとキャンペーンのキックオフ集会として、「コトバから考えるダイバーシティニッポン」を明治大学にて開催した（2017 年 5 月 13 日)。テーマをもとにゲストスピーカーによるトークと会場討論が行われた。若者層を中心に 130 名の参加があり、政策提言プロジェクトの一環として､移住者の権利キャンペーン 2020「ここにいる Koko ni iru.」が正式にスタートした。

(2)　公開研究集会

研究集会「地方自治体の外国人住民施策の現状と課題～地域の視点から、人口減少社会における多文化共生を考える」（2017 年 10 月 21 日）を開催した。集会プログラムは、① 2016 年実施の共同通信全国自治体アンケートの分析報告、②日本国際交流センター執行理事の毛受敏浩氏からの基調講演、③広島市安芸高田市、群馬県大泉町、さいたま市、川崎市からの現場報告で、60 名の参加者とともに、自治体の視点から外国人住民施策を考察した。

(3) 国際移住者デー集会

国際移住者デーを記念し、「国際移住者デー 2017 ＜ここにいる動画・写真フェスティバル」をYMCA アジア青少年センターにて開催した (2017 年 12 月 16 日)。移住者を中心とする 80 名の参加があり、事前に移住者の「ここにいる」をテーマとした動画・写真作品を募集し、当日は応募作品の発表と審査員と参加者による賞の選考のほか、参加者・団体による活発な交流が行われた。都内にある外国にルーツをもつ子どもたちの学習支援と居場所スペース「waku- waku」の日常を描いた作品が最優秀賞を受賞した。

2. セミナーの開催～「諸外国の移民政策」に関する連続セミナーの開催

(1) 「諸外国の移民政策」に関する連続セミナーの開催

連続セミナー「諸外国の移民政策」第Ⅱ期を以下のとおり開催した。

- 第６回：アジアにおける結婚移住女性　（2017 年 9 月 16 日）
- 第７回：アジアにおける家事労働者　（2017 年 11 月 18 日）
- 第８回：アジアにおける介護労働者　（2018 年 1 月 13 日）

(2) 「移民二世からの研究発信」に関する連続講座の開催

連続講座「移民二世からの研究発信」を開始し、以下のとおり開催した。

- 第１回：日本におけるブラジル人デカセギ労働者とインターセクショナリティー（2017 年 10 月 7 日）
- 第２回：日本社会におけるペルー人第２世代の社会進出　（2017 年 12 月 17 日）
- 第３回：ニューカマー第二世代の大学進学　（2018 年 3 月 10 日）

3. タウンミーティング等の開催

移住者の権利キャンペーン 2020「ここにいる Koko ni iru.」賛同・協賛企画

他団体からの権利キャンペーンへの賛同・協賛企画を募り、以下の企画が開催された。

【賛同企画】

- 「オルタボイスキャンプ」（主催：神奈川県・外国につながる生徒交流会、2017 年 11 月 4 日～ 5 日）
- 「わたしのメディア : ビデオワークショップ」（主催：あなたの公 - 差 - 転、2017 年 11 月 19 日）
- 「日本で働くということ」（主催：全国一般労働組合東京南部、2018 年 2 月 4 日）
- 「移住労働者の生活と権利のためのマーチ・イン・マーチ」（主催：マーチ・イン・マーチ 2018 実行委員会、2018 年 3 月 4 日）
- 「オルタボイスフェスタ」（主催：NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net) 、2018 年 3 月 24 日）

【協賛企画】

- 「外国にルーツをもつ母親と子どもたちの声」（共催：ENCOM（カトリック難民移住移動者委員会）×カラカサン× JFC ネットワーク、2017 年 10 月 14 日）
- キャンペーン大阪企画第 1 回「粉もんからはじまるダイバーシティ」（主催：「ここにいる」大阪企画実行委員会、2018 年 2 月 11 日）
- 「日本で健康に暮らすためのヒント―生活習慣病予防と母子保健」（共催：滞日ネパール人のための情報提供ネットワーク（IDNJ）他、2018 年 2 月 25 日）

Ⅲ　調査・研究事業

1. プロジェクトによる提言活動に向けた調査研究

(1) 女性プロジェクト

連合愛のカンパ助成金による「日本版多文化家族支援法制定に向けた調査と政策提言」事業を継続した。政策提言の基礎データの集積のため、2017 年度はとくに移住女性の雇用と就労支援に焦点をあてた調査を実施した。

(2) 入管法対策会議

月 1 回の定例会で、政府・自治体の動向と各地の取組みを共有し、新しい在留管理制度施行後の状況分析・対応策を検討するとともに、各地域の市民団体と共に自治体への働きかけを行った（横浜市、相模原市、川崎市、大阪市、東大阪市、京都市、神戸市、広島市、札幌市）。

(3) 貧困対策プロジェクト

2017 年度は、高齢化の問題と密接にかかわる問題として、移住者の日本社会への編入をジェンダーの観点から考察すべく調査を行い、データを収集した。また成果の一部を『アジア太平洋レビュー』14 号に発表した。

(4) 外国人医療生活ネットワーク

医療をはじめとする「くらしにかかわる制度」について、移住者が権利主体として適切に利用することができるよう、移住者に対する医療・福祉・社会保障の制度利用に関する情報、事例、法令や行政資料を集成したブックレット『外国人の医療・福祉・社会保障　相談ハンドブック』を編集発行し、普及させた。

2. 省庁交渉などのデータの集積と分析

省庁交渉で得られたデータを整理し M ネットで公表し、ロビイングにも活用した。

Ⅳ　政策提言事業

1. 外国人の人権保障と人種差別に対する法制度づくり

(1) 移住労働者の受入れ制度に関するロビイング活動

2017 年 11 月から技能実習法が施行されるとともに、日本社会への影響が大きいと予想される技能実習・介護もスタートした。移住連では、技能実習制度の根本的な廃止を求める立場からのロビイングや集会等による世論へのアピールと同時に、制度の改善に向けた提言を継続した。政省令が確定した後、「技能実習法施行規則等に関する声明」を発表した。また、技能実習制度の介護職種追加および告示案に関する意見提出を行った。

法律施行後には、新たに設立された「外国人技能実習機構」への要請を行い、定期的な協議を持つことで合意した。

また、技能実習生が福島で除染作業に従事させられていた問題について 2018 年 3 月の省庁交渉をふまえ、3月 14 日に緊急院内集会および記者会見を行った。同日、法務省から新たな方針が出され、その後 3 月 16 日、技能実習制度では除染作業を認めない方針が閣議決定されるなどの成果があった。

その他、新たな外国人受け入れ制度に関し、「外国人建設就労者受入事業の告示改正にかかわる意見」「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関する指針（案）に関する意見」、「日系四世在留指針（案）に関する意見」等のパブリックコメントを提出し、制度の実施に関し、慎重な検討を求めた。また、複数の制度による受け入れがスタートした「介護労働」をめぐって、従来のプロジェクトを超える枠組みで対応チームを結成し、ロビイング等の取り組みを開始した。

(2) 人種差別撤廃施策推進法を求めるロビイングと啓発活動

2016 年 6 月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」の実効化と人種差別撤廃基本法の制定を求めて、「ヘイトスピーチ解消法実効化対策会議」（外国人人権法連絡会・移住連・ERD ネット・ヒュー

マンライツナウ・のりこえネット）を月１回もち、最新情報を共有するとともに、関係省庁との交渉、院内集会、各自治体への働きかけを行った。

また、人種差別発言や行動に関する抗議として、2017 年９月の麻生太郎副総理の差別発言に関する抗議声明を発表した。また、2017 年２月の朝鮮総聯中央本部への銃撃事件にたいする抗議声明を関連５団体の連盟で発表し、抗議の声を広げるべく声明に対する個人・団体の賛同を募った。

(3) 移住労働者とその家族の権利条約の批准を求める啓発活動

移住労働者とその家族の権利条約記念日である国際移住者デーの記念集会を開催し、条約に関する啓発を行った。

2.「移民政策」確立にむけた取り組み

(1) 超党派議員による「多文化共生と外国人の受け入れのあり方を考える議員連盟」との連携を継続し、新たな外国人の受け入れ、移民政策に関する意見交換を行った。

(2) 2017 年 11 月、2018 年３月の２回にわたり、恒例の省庁交渉を実施した。11 月の交渉では、「労働」「技能実習」「医療・福祉・社会保障」「女性・貧困」「子ども・若者」「難民・収容」「入管法・住基法」に加え、新たに「ヘイトスピーチ・排外主義」を加えた８分野で実施し、各分野における現状の問題点を指摘し、法制度への改善提案を行った。また分野ごとにフォローアップ交渉を行い、とくに重点的なテーマに絞った個別の折衝を行った。

3. 外国人の管理強化や排除に対する取り組み

(1) 2016 年 11 月に改定入管法が成立した後も、引き続き、省庁交渉や個別の協議等で、外国人への管理強化をめぐる問題点の指摘と制度への改善提案を継続した。

(2) 2018 年２月のベトナムへのチャーター機での非正規滞在者の一斉送還に抗議し、関連団体の連名で声明を発表したほか、法務省との個別協議を行い、問題点の指摘と制度への改善提案を行った。

(3) 非正規滞在者の収容問題等に関して、2017 年４月および 2018 年２月に東日本入国センター所長交渉、2017 年６月に東京入管局長交渉を、関連団体と連携して行い、とくに収容所における医療面での処遇問題の改善提案に焦点をあてた要請を行った。

(4) 非正規滞在者への締め付けに対し、収容中や仮放免中の処遇の改善提案のほか、2020 年に向けて根本的な合法化を求める取り組みを、対応チームを結成して開始した。

V　国際協力事業

1. 条約の日本審査および国連人権理事会等への取り組み

(1) 自由権規約委員会が採択する事前質問項目（LOI）への情報提供として、「移住者と庇護申請者に関する情報提供」報告書を 2017 年７月に委員会宛に送付した。これを受けて委員会は、2017 年 11 月に、次回日本報告に向けた事前質問項目を採択した。

移住者関連では技能実習制度に関する勧告が前回フォローアップ項目に含まれたことから、移住連としてこれまで何度か委員会への状況報告を行った。2017 年８月のフォローアップ審査において技能実習制度に関する改善提案を含むコメントが委員会から出された。

(2) 国連人権理事会普遍的定期的審査（UPR）の日本審査（2017 年 11 月）に向け、移住連からは 2017 年 3 月末に報告書を提出した。その後、ERD ネットの枠組みで大使館や事前審査への働きかけを行った。UPR の日本審査では、移住労働者条約の批准や技能実習制度の改善など移住者に関する各国政府からの勧告が出され、日本政府はそのいくつかの項目について、勧告の受け入れを検討すると回答した。

(3) 人種差別撤廃条約委員会の日本審査に向け、ERD ネットの枠組みで日本政府報告に関する省庁協議を行った。2018 年 8 月に CERD 日本審査の日程が決まったことから、NGO 報告書作成およびロビイング派遣の準備を開始した。

(4) 国連の移民に関するグローバルコンパクトの策定（2018 年 12 月）に向けた情報収集や意見交換として、外務省との非公式協議や、IOM との意見交換を行った。

2. 他団体との協働

アジア移住労働者フォーラム（MFA）、マイグランツ・ライツ・インターナショナル（MRI）との協力関係を維持し、相互の連絡調整を行った。

Ⅵ　ネットワーク構築事業

1. 全国ワークショップ／全国フォーラム

(1) 「移住連と連帯する全国フォーラム in 福井 2017」を、6 月 17 日（土）～ 18 日（日）の 2 日間の日程で開催した。日本の難民認定制度や難民の現状に関する駒井知会弁護士による基調講演や技能実習制度に関する現場報告等を全体会で共有するとともに、7 つの分科会に分かれて議論を行い、全国のネットワークメンバーや地元福井での参加者相互の情報共有と連携を深める場となった。

(2) 「全国ワークショップ 2018 in 札幌」の開催に向けた準備に取り組んだ。

2. ネットワーク

(1) プロジェクト・ネットワーク活動

① 女性プロジェクト（Ⅲ -1-(1) を参照）

② 貧困対策プロジェクト（Ⅲ -1-(3) を参照）

このほか、連続講座「移民二世からの研究発信」を開催した（Ⅱ -2-(2) を参照）。

③ 入管法対策会議（Ⅲ - 1 -(2) を参照）

このほか、研究集会の開催（Ⅱ -1-(2) を参照）、改定入管法に関するロビイング（Ⅳ -3-(1) を参照）を行った。

④ 外国人医療・生活ネットワーク

関東、関西ともに、地域で活動する支援者が参加する定例会議を実施、各地の医療や自治体での制度利用に関する状況について情報共有を行った。具体的な行動としては、関東では、北関東医療相談会が実施する健康診断活動や群馬県太田市で実施されたタウンミーティングに、他の団体で活動するメンバーが参加していくといった協力関係を構築し、関西では、児童手当取消処分における審査請求で認容裁決を勝ち取った。今年度の省庁交渉においては、入管、収容の領域と連携した収容中および被仮放免者の医療問題、また全国医療通訳者協議会（NAMI）での論議を反映させるなどの取り組みを行った。

⑤ 外国人技能実習生権利ネットワーク

月 1 回の定例会で、全国各地の相談事例や裁判案件等の状況について情報共有するとともに、具体的な事案の解決に取り組んだ。特記すべきこととして、カンボジア人実習生のうつ病労災認定や、ベトナム人実習生の除染作業問題については、記者会見するなどして社会的に訴えた。その結果、後者については政府から直ちに対応を引き出し実習生の除染作業は禁止された。また、『実習生ネット通信』を年 3 回発行し、ロビイング等にも活用した。

技能実習法に関連したロビンイングに取り組んだ（＊Ⅳ -1-(1) を参照）。このほか、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が取り組む「持続可能性に配慮した運営計画第 2 版」に向けたブレーンストーミングに参加するとともに、「人権労働・参加協働 WG」から求められて意見を提出した。また、アメリカ国務省の人身取引報告書作成のため、在日アメリカ大使館の調査に文書回答した。このほか、国内外からのマスコミ取材等に協力するとともに、各方面からの講演依頼に応じた。

新たな動きとして、「ビジネスと人権」の観点から経営サイドが活発になりつつあり、人権確保に向けたこれまでにない切り口として連携した取組みを試み始めた。

⑥ 生活と権利のための外国人労働者総行動

月 1 回の定例会で、情報共有を行った。また 2018 年 3 月に恒例の省庁交渉と「マーチ・イン・マーチ」を開催した。

⑦ 外国人人権法連絡会

2017 年 4 月 15 日、シンポジウムを開催し、2016 年から施行されている障害者差別解消法の実効化のプロセスを踏まえて「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消法」の実効化と「人種差別撤廃基本法」を実現していく課題を話し合った。このほか、『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書：2017 年』を編集・発行した。

⑧ 人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）（Ⅴ -1 参照）

ネットワークの一員として定例会に参加した。2017 年 11 月の国連人権理事会の部 UPR 日本審査に向けて情報提供を行った。また 2017 年 12 月には、国連・人種差別撤廃委員会に提出された日本政府報告書の諸問題について関係省庁との交渉を行った。2018 年 3 月 20 日に人種差別デー院内集会を開催し、翌 21 日に市民集会を開催した。

⑨ 人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）

ネットワークの一員として定例会に参加した。2017 年 6 月に院内集会「偽装される人身売買」を開催した。また 2017 年 9 月および 10 月には、関係省庁との意見交換会を実施した。その他、人身取引問題で、アメリカ大使館からのヒヤリングに応じるなど情報提供を継続した。

⑩ 子どもの教育に取り組んでいる組織やネットワークとの連携

全外教大会の開催に、移住連も後援するなど協力した。また、子どもの教育に取組むメンバーやネットワークと連携し、「家族滞在」の在留資格の高校生の卒業後の進路保障に関するロビイングに取り組んだ。2017 年 2 月に法務省は通知による方針の変更を行い、就職等の卒業後の進路が決まった「家族滞在」の高校生には、卒業後「定住者」または「特定活動」の在留資格が付与されることとなった。

⑪ 難民支援を行っている組織やネットワークとの連携

チャーター機による非正規滞在外国人の一斉送還や収容問題に、難民支援や非正規滞在者の支援を行っている団体等と連携して取り組んだ。

3. 被災地支援

2011 年の東日本大震災、2016 年 4 月の熊本震災の被災者支援に取り組む現地の団体と連携し、被災地における移住者支援に取り組んだ。

Ⅶ　組織・運営・財政

1. 組織・運営

(1)　総会の開催　NPO 法人移住連第３回会員総会を開催した（6 月 18 日、福井）。

(2)　理事会・理事懇談会の開催

理事会を 2017 年 4 月 22 日（名古屋）、6 月 18 日（福井）、9 月 23 日（東京）、2018 年 1 月 20 日（大阪）の 4 回開催した。また、毎月 1 回、理事懇談会を東京にて開催した。

(3)　運営委員会の開催

2017 年 4 月 22 日（名古屋）、6 月 18 日（福井）、9 月 23 日（東京）、2018 年 1 月 20 日（大阪）の 4 回開催した。

(4)　事務局会議　毎月 1 回、事務局会議を開催した。

(5)　事務局体制

専従職員 1 名と半専従職員 1 名の体制のもと、インターン、ボランティアなどによる事務局体制の強化をはかった。

2. 財政

(1)　会員・購読者の拡大

専従２名体制を維持できる組織をめざし、昨年に引き続き、会員・購読者拡大キャンペーンに取り組んだ。

(2)　事業収入の開発

年間を通じて、集会やインターネットなどをつうじた M ネットの販促に取り組んだが、新規の定期購読者の増加は難しかった。シンポジウム、研究集会、セミナーなどの事業では、大きな収益は出せなかった。初めてのカレンダーの制作と販売に取り組み、短期間で比較的大きい収益をあげた。講師派遣事業、自主研修事業等の事業収入の開発が、今後の課題である。

		2015	2016	2017
正会員	個　人	307	321	329
	団　体	85	93	96
賛助会員	個　人	13	13	9
	団　体	0	5	10
M ネット購読	個人／団体	89	96	121
	図書館	13	14	16
合計		507	542	581

(3)　助成金などの申請

2017 年度の新規でカリタスジャパンの助成金収入、また継続助成で連合愛のカンパの助成金収入があった。その他、いくつかの助成金に応募したものの採択に至らなかった。

(4)　財政状況と活動内容に応じたカンパの依頼

従来の夏、冬のボーナスカンパのほか、移住者の権利キャンペーン「ここにいる」の賛同カンパ、12 月の国際移住者デー企画などへの賛同金の要請を行った。

第２号議案

特定非営利活動法人

移住者と連帯する全国ネットワーク

2017 年度　収支決算報告（案）

（2017 年４月１日～ 2018 年３月 31 日）

科　目	2017 年度予算	2017 年度決算	備考
Ⅰ経常収益			
1　受取会費	4,700,000	4,654,000	
団体正会員	1,200,000	1,416,000	12,000 円× 118 口
個人正会員	3,500,000	3,238,000	10,000 円× 323 口
2　受取寄付金	1,020,000	685,385	
団体賛助会員	120,000	60,000	12,000 円× 5 口
個人賛助会員	100,000	50,000	10,000 円× 5 口
一般寄付	800,000	301,400	夏期、冬期カンパ、一般寄付
キャンペーン寄付		273,985	
その他補助			
3　受取助成金等	1,500,000	3,910,000	
連合		600,000	連合 愛のカンパ助成金
カリタスジャパン		3,310,000	
4　事業収益	3,400,000	1,751,839	
情報発信事業収益	2,700,000	1,211,248	M ネット購読費、書籍・DVD 売り上げ, カレンダー
講師派遣等事業収益	700,000	540,591	講師派遣、セミナー、移住者デー収益
5　その他の収益		27	
受取利息		27	
経常収益計	**10,620,000**	**11,001,251**	
Ⅱ経常費用			
1　事業費			
（1）人件費			
給料手当	4,350,000	4,348,500	専従 1 名 (223,000 円× 13 ヶ月) 半専従 1 名 (111,500 円× 13 ヶ月)
法定福利費	580,000	671,740	職員社保、労働保険
通 勤 費	270,000	273,258	スタッフ通勤費
福利厚生費	250,000	265,960	共済費
人件費計	5,450,000	5,559,458	
（2）その他経費			
業務委託費	700,000	640,000	税理士、女性プロジェクト委託
諸謝金	500,000	414,120	
講師謝金	300,000	237,000	シンポ、連続セミナー講師
通訳謝金	200,000	110,000	シンポ、セミナー、省庁交渉通訳
その他の謝金		67,120	移住者デー賞金

印刷製本費	300,000	118,385	印刷機コピー代、名刺代
会議費	500,000	207,428	シンポジウム、セミナー
製作費	1,200,000	1,588,564	M ネット編集、印刷、送料、カレンダー制作
旅費交通費	600,000	446,449	スタッフボランティア交通費
通信運搬費	60,000	115,335	郵便、宅配便など
地代 家賃	540,000	540,000	家賃光熱費 45,000 円× 12 ヶ月
租税公課		600	
その他経費計	4,400,000	4,070,881	
事業費計	9,950,000	9,635,339	
2 管理費			
（1）人件費			
人件費計	0	0	
（2）その他経費			
会 議 費	50,000	21,218	理事会・運営委員会会場費、壮行会費
通信運搬費	100,000	115,508	電話代
消耗 品費	200,000	220,704	
備 品 費	100,000	30,850	
広告宣伝費			
新聞図書費	20,000	15,926	
諸 会 費	50,000	67,800	ネットワーク会費、集会参加費・資料代
支払手数料	50,000	26,230	
雑 費	100,000	140,889	クラウドペイメント使用料、手数料
その他費用計	670,000	639,125	
管理費計	670,000	639,125	
経常費用計	**10,620,000**	**10,274,464**	
税引前当期正味財産増減額	0	726,787	
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	
当期正味財産増減額	0	656,787	
前期繰越正味財産額	4,022,760	4,022,760	
次期繰越正味財産額	3,952,760	4,679,547	

■ **貸借対照表**

資産の部		**負債の部**	
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		預 り 金	13,830
現 金	270,441	流動負債合計	13,830
普通 預金	4,422,936	**負債合計**	**13,830**
現金・預金 計	4,693,377	**正味財産の部**	
流動資産 合計	4,693,377	前期繰越正味財産	4,022,760
		当期正味財産増減額	656,787
		正味財産合計	**4,679,547**
資産合計	**4,693,377**	**負債及び正味財産合計**	**4,693,377**

監　査　報　告　書

２０１８年4月２３日

特定非営利活動法人
移住者と連帯する全国ネットワーク
代表理事　鳥井　一平　　様

私は、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活度法人移住者と連帯する全国ネットワークの2017年度（平成29年度：2017年4月1日～2018年3月31日）の業務監査及び会計監査を実施した。

業務監査（理事の業務実行の状況に関する監査）に当たっては、理事会会議資料等を確認し、必要と認める場合には質問を行い、意見を表明した。
会計監査（財産の状況に関する監査）に当たっては、帳簿、証拠書類等の閲覧、照合、質問等を行った。

これらの監査の結果、当法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理はNPO法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の方法によって適正に処理されているものと認められた。

ここに、私は、上記期間に係る事業報告書が、同法人の業務執行の状況を示し、計算書類が2018年（平成30年）3月31日における財産の状況を適正に表示しているものと認める。

監事　飯田勝彦

監事　藤林美穂

第３号議案

特定非営利活動法人

移住者と連帯する全国ネットワーク

2018 年度　事業計画（案）

（2018 年 4 月～ 2019 年 3 月）

はじめに

日本の在留外国人数は 2017 年末で 256 万人を超え、外国人労働者数は 2017 年 10 月末で 127 万人を超えた。このように日本の移住者の数が増加する中、移住者をめぐる政策分野でも具体的な変化が起きている。

安倍首相は、2018 年 2 月、政府の経済財政諮問会議において外国人労働者の受け入れ拡大に向けた具体的な検討を関係閣僚に指示した。現在、関係各省庁により構成されるタスクフォースの元で、新たな制度の導入や関連法改定についての検討が急ピッチで進められている。技能実習制度の拡大およびその延長線上の外国人労働者の受け入れが懸念される一方で、制度のたてまえと現実の乖離が一層明らかになる中、根本的な外国人労働者受け入れ政策や包括的な移民政策を求める議論が各党・各界で再燃している。

アメリカや西欧諸国をはじめとして世界中に「移民排斥」の動きが強まる中、日本社会でも排外主義が拡がり、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムが後を絶たない。また、「偽装滞在者対策」の名のもとで、ますます強化される外国人の在留管理と非正規滞在者への締め付け政策により、見過ごすことのできない人権侵害も起きている。

他方で、2020 年のオリンピック・パラリンピックに向け、日本政府は「人権大国・日本」を目標にも掲げ、一昨年には「ヘイトスピーチ解消法」が成立するなど、差別撤廃や「共生社会」をめざす立法化の動きも一部現実化している。

このような状況をふまえて移住連では、移住者をめぐる各領域――労働、技能実習、医療・福祉・社会保障、貧困、女性、人身取引、難民、非正規滞在、子ども・若者などーでの課題に、ネットワーク内外のプロジェクトや団体との連携を通して、引き続き取り組む。また、2017 年よりスタートした「政策提言プロジェクト」および「移住者の権利キャンペーン 2020 ここにいる Koko ni iru.」（以下、権利キャンペーン）の活動を拡大・強化し、移住者も含む議論や行動を巻き起こしていきたい。さらに、2019 年 6 月の東京フォーラムの開催と政策提言の公表に向け、実行委員会と協力して準備を進めていきたい。

上記の取組みを中心に、多民族・多文化共生社会の実態に即した政策提言、アドボカシー活動の強化と、ネットワークのさらなる拡大をめざして活動を進めていく。

また、NPO 法人としての組織基盤の安定化をめざし、会員や購読者の拡大、社会への啓発や広報活動の強化に取り組む。

Ⅰ　情報発信事業

【基本方針】

移住者をめぐる法制度の動き、地域の動き、移住者をとりまく様々な動きや移住者の声を伝えていくために、情報誌『Migrants Network』（M ネット）を発行する。効果的な情報の発信方法を検討し、ホームページ、SNS などインターネットメディアのより一層の活用をはかり、社会への情報発信と啓発を進める。

1. M ネットの発行・販促

(1) 情報誌 M ネット（フルカラー版、40 頁）を年 6 回（2018 年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2019 年 2 月）発行する。

(2) 購読会員、ホームページから購読できる電子版の販売経路の拡大を目指す。

(3) 各号の特集テーマに即し、関連する ML や SNS での宣伝、集会の機会などを活用した販売などを行う。

2. インターネットを通じた広報

(1) ホームページをリニューアルするとともに、SNS などインターネットメディアを通じた広報活動の充実をはかる。インターネットが運動を広めるための媒体となるようにする。

(2) メーリングリスト「migrant-j」の運営をつうじ、会員の情報共有化を一層進める。また、メーリングリスト上で取り上げられた重要な話題を、ホームページ、SNS、「M ネット」などの媒体を通じて発信していく。

3. 書籍編集と発行

(1) 移住者からの写真を集めた「ここにいるカレンダー 2019」を発行し、販売経路の拡大を目指す。

(2) 「外国人医療・福祉・社会保障」ハンドブックの出版準備を進める（明石書店より 2019 年度中に出版予定）

Ⅱ　講師派遣及び研修会等の企画運営事業

【基本方針】

移住者をめぐる状況と移住連の取り組みを伝えるため、外部機関への講師派遣を積極的に行う。また、移住連の運動課題や「権利キャンペーン」に沿った収益事業として、移住者支援にかかわるシンポジウムやセミナー等の企画を行う。

1. 講師派遣

移住連の役員の講師リストを HP にも掲示し、移住者をめぐるさまざまなテーマに対応する講師の派遣を積極的に進める。

2. シンポジウム・集会等の開催

(1) 「権利キャンペーン」のプロセスに沿ったシンポジウム・タウンミーティングを各地で開催する。キャンペーン 2 年目の 2018 年度は、とくに政策提言に移住者の声を反映させることを意識したイベントを開催していく。

(2) 「メディアの力 ―メディアはなぜ日本の移民を語らないのか」をテーマとしたシンポジウムを開催し（2018 年 10 月予定）、移民問題とメディアの役割について一般に広く考える機会を提供する。

(3) 国際移住者デー（12 月 18 日）の記念イベントを開催する。「国際移住者デー」に関する啓発と、移住者が中心となる企画づくりを目指す。

3. セミナーの開催

(1) 「諸外国の移民政策」の連続セミナー第Ⅲ期を開催する。今年度は国境を越える移住者と彼／彼女らの母国に着目し、ブラジル、フィリピン、ベトナム、ネパールを予定。

(2) 「移民二世からの研究発信」の連続講座を年 5 回程度開催する。

(3) 移住連の役員や運営委員の知識や経験を活用し、移住者の状況（歴史や法制度、労働・教育・生活・コミュニティなど）についての理解を深めることができるような市民講座の開催を企画する。

Ⅲ　調査・研究事業

【基本方針】

課題別プロジェクトなど、専門的な課題に取り組む移住連内外のネットワークを活かし、移住者の状況改善のための政策提言につながる調査研究事業を進める。

1. プロジェクトによる提言活動に向けた調査研究

(1) 女性プロジェクト

連合愛のカンパ助成金による「日本版多文化家族支援法制定に向けた調査と政策提言」事業の中で、引き続き、政策提言のための基礎データを集積する。移住女性の就労支援調査を継続すると共に、韓国の多文化政策や移住女性支援政策から学ぶフォーラムの開催や韓国の支援者や移住当事者との交流の機会を予定。

(2) 入管法対策会議

各自治体における外国人住民に対するサービス提供方法の状況や、多文化共生に向けた取組み等を引き続き調査・分析するとともに、自治体サービスを利用するにあたって、移住者が直面する問題などについて具体的な情報収集を行う。また、自治体における先進的な取組みについても情報収集し、取組みが遅れがちな小規模自治体を含めて、引き続き自治体への働きかけを進めていく。

(3) 貧困対策プロジェクト

連続講座「移民二世の研究発信」を年 5 回程度開催する。

(4) 技能実習生権利ネットワーク

日常的な技能実習生の個別事案の中から技能実習制度の問題点をあぶり出し、政策提言や省庁交渉等に活かすとともに、『実習生ネット通信』を定期発行し、現場からの情報を発信する。また、技能実習法に基づく規制策の実効性を確保するため、技能実習機構等の実際の運用状況や技能実習現場の実態を把握するとともに、技能実習制度の廃止を基本としながら、引き続き諸課題の克服をめざし関係各方面に働きかけを強めていく。

2. 省庁交渉などのデータの集積と分析

省庁交渉で得られたデータを整理し、政策提言をはじめとする今後の活動に活用する。

Ⅳ　政策提言事業

【基本方針】

外国人労働者受け入れ政策議論が政府や各党、各界で再燃し、省庁別の受け入れ施策が具体化している。また、安倍首相が２月に経済財政諮問会議において外国人労働者受け入れ拡大に向けた検討を関係閣僚に指示したことから、現在、タクスフォースの元での新たな制度に向けた検討が進められている。このような状況をふまえて、移住連では、権利の観点からの移民政策の必要性を訴え、短期・中期・長期的な視点からの政策提言活動を行う。

人種差別撤廃に関する政策面においては、ヘイトスピーチ解消法の実効化とより包括的な人種差別撤廃法の制定をめざした活動を行う。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、ますます強まる外国人管理と非正規滞在者の排除の方針に対抗し、人権尊重と非正規滞在者の合法化をめざした活動を行う。

1. 外国人の人権保障と人種差別に対する法制度づくり

(1)　ヘイトスピーチ解消法の実効化と人種差別撤廃基本法の制定を求めて関連団体と連携し、国会議員や政党へのロビイング、院内集会などの啓発活動を積極的に進める。

(2)　外国人人権基本法の制定に向けた取り組みを具体化する。

(3)　移住労働者が正面から入国できる法制度の制定に向けた取組みを具体化する。

(4)　移住労働者とその家族の権利条約の批准を求める啓発活動を行う。

2. 外国人の管理強化や排除に対する取り組み

(1)　新しい在留管理制度の運用に関して、現場で起きた問題点や制度の矛盾を指摘するなど、政府関係省庁と地方自治体、各地域の市民社会への働きかけを行う。

(2)　非人道的な強制送還や収容所における処遇、仮放免者への動静監視などに対抗し、非正規滞在者の合法化に向けた取組みを進める。

3.「移民政策」確立にむけた取り組み

(1)　関係省庁と定期的な意見･情報交換の場（11 月､3 月の省庁交渉）の継続のほか､個別に折衝も行う。

(2)　国会議員・議員秘書を交えた勉強会を行うなど、国会議員の組織化をはかる。

(3)　法案の作成に向けて多民族・多文化共生に関わる議員連盟等との連携を行う。

4. 政策提言プロジェクト

2020 年に向けた政策提言づくりの一環として、「移住者の権利キャンペーン 2020 ここにいる Koko ni iru.」を継続する。キャンペーンでは、各地でのタウンミーティングや集会の開催、HP や SNS で情報発信を行い、引き続き、移住者・マイノリティが「ここにいる」現実を社会に伝えていく。また、２年目の取り組みとして、タウンミーティング等をつうじた当事者の声の集約、政策提言に向けた議論にも力を入れ、2019 年６月の東京フォーラムでの政策提言の公表に向けて準備する。

V　国際協力事業

【基本方針】

移住者の権利を守る世界及びアジア地域のネットワークとの連絡・連携、日本への送り出し国、日本と同様の受け入れ国等の NGO との協働など、移住連が渉外窓口を担うとともに、必要に応じて、移住者の権利に関する国際人権基準の作成などに参加する。

1. 国際会議への参加

(1) アジア移住労働者フォーラム（MFA）等のネットワーク団体との連携を継続し、可能な限り要請を受けた会議に参加する。

(2) 移住・開発に関するグローバルフォーラム / 移住・開発・人権に関する民衆のグローバルアクション (GFMD/PGA) などの国際会議に可能な限り参加する。

2. 条約の日本審査への取り組み

(1) 人種差別撤廃条約委員会（CERD）日本審査（2018 年 8 月､ジューネーブ）に向けた状況提供（NGO レポートの提出）に関連 NGO ネットワークと連携して取り組む。また、日本審査の際のロビイングにスタッフを派遣する。

(2) 子どもの権利条約委員会（CRC）日本審査（2019 年 1 月､ジュネーブ予定）に向けた追加状況提供に、関連 NGO ネットワークの協力のもとで取り組む。

(3) 国連人権理事会普遍的定期的審査（UPR）の勧告（2017 年 11 月）の実施に向けた取組みを関連団体と連携して行う。

3. 他団体との協働

海外の団体からの移住連への団体賛同の要請に迅速に対応するなど、運動上に必要な協力を行う。

VI　ネットワーク構築事業

【基本方針】

移住連内部や移住連がかかわりをもつ課題別のプロジェクト・ネットワーク、移住者コミュニティを中心に、ネットワークの強化と拡大をはかる。また課題別のネットワーク相互の情報共有の活性化をめざす。

1. 全国ワークショップ／全国フォーラム

(1) 「移住連ワークショップ 2018 in 札幌」を 2018 年 6 月 9 日（土）～ 10 日（日）の 2 日間の日程で、現地の協力をえて開催する。開催地での運動づくりとともに、全国から参加するネットワークメンバー間の情報共有と連携強化をめざす。

(2) 「全国ワークショップ 2019 in 東京」の開催準備を、実行委員会と協力して進める。

2. ネットワーク

(1) 地域のネットワークづくり

運営委員の活動する地域などを中心に、地域からの情報の共有と連携を強める。

(2) 移住者のネットワークづくり

「権利キャンペーン」のプロセスをつうじて、移住者が中心となっている団体とのネットワークづくりをめざす。

(3) プロジェクト・ネットワーク活動

① 女性プロジェクト

② 貧困対策プロジェクト

③ 入管法対策会議

④ 外国人医療・福祉・社会保障ネットワーク

⑤ 外国人技能実習生権利ネットワーク

⑥ 生活と権利のための外国人労働者総行動

⑦ 外国人人権法連絡会

⑧ 人種差別撤廃 NGO ネットワーク

⑨ 人身売買禁止ネットワーク

⑩ 子どもの教育に取り組んでいる組織やネットワークとの連携

⑪ 難民支援を行っている組織やネットワークとの連携

3. 被災地支援

移住者支援のネットワークを活かし、東日本大震災、熊本震災などでの被災者支援に連帯する取組みを行う。

Ⅶ　組織・運営・財政

【基本方針】

専従 2 人体制をスタートし、体制を継続維持できる組織基盤づくりに取り組む。ネットワーク（団体会員、個人会員、定期購読者など）の拡大および、NPO 事業の開拓による安定的な収入基盤づくりをめざす。インターンやボランティアスタッフの積極的な公募を行い、事務局体制を強化する

1. 組織・運営

(1) NPO 法人移住連第 4 回会員総会を開催する（6 月 10 日、札幌）。

(2) 理事会および運営委員会を開催する（年 4 回予定）。

(3) 事務局体制の強化

① 毎月 1 回の事務局会議を開く。

② 専従事務局員、インターン、ボランティアスタッフにより、事務局体制を強化する。

2. 財政　専従２名体制を維持できる組織をめざし、財政基盤の強化をはかる。

(1)　会員・購読者の拡大

① 会員・購読者拡大キャンペーンに取り組む。

② 全国フォーラム実行委員会や関連ネットワーク参加者への積極的な入会の呼びかけを行う。

③ 理事・運営委員の講演の機会などを活用し、移住連の活動を広報する。

(2)　事業収入の開発

収益を目的とした講師派遣事業や講座・シンポジウム開催事業などを具体化させる。

(3)　助成金の申請

継続申請するアーユス助成金やカリタスジャパンの援助金に加え、「政策提言プロジェクト」や「移住者の権利キャンペーン」の事業予定にあわせた助成金を複数申請する。

(4)　財政状況と活動内容に応じた寄付の要請

従来の夏、冬のボーナスカンパに加え、「権利キャンペーン」への賛同金要請、人種差別撤廃条約委員会日本審査へのロビイング派遣カンパ等、必要に応じて寄付要請を行う。

2018 年度　年間スケジュール

2018 年

4 月	理事会／運営委員会
	通常国会ロビイング
	連続講座「移民二世からの研究発信」スタート
6 月	「移住連ワークショップ 2018 in 札幌」
	第 4 回通常総会／理事会／運営委員会
7 月	連続セミナー「諸外国の移民政策」第Ⅲ期スタート
8 月	人種差別撤廃委員会日本審査ロビイング
9 月	理事会／運営委員会
10 月	臨時国会ロビイング
	シンポジウム「メディアの力 ―メディアはなぜ日本の移民を語らないのか」
11 月	省庁交渉
12 月	国際移住者デー記念集会

2019 年

1 月	理事会／運営委員会
3 月	マーチ・イン・マーチ
	省庁交渉

第４号議案

特定非営利活動法人

移住者と連帯する全国ネットワーク

2018 年度　収支予算計画（案）

（2018 年 4 月 1 日～ 2019 年 3 月 31 日）

科　目	2017 年度決算	2018 年度予算	備考
Ⅰ経常収益			
1　受取会費	4,654,000	5,180,000	
団体正会員	1,416,000	1,680,000	12,000 円× 140 口
個人正会員	3,238,000	3,500,000	10,000 円× 350 口
2　受取寄付金	685,385	1,520,000	
団体賛助会員	60,000	120,000	12,000 円× 10 口
個人賛助会員	50,000	100,000	10,000 円× 10 口
一般寄付	301,400	1,000,000	夏期・冬期カンパ、一般・特定寄付
キャンペーン寄付	273,985	300,000	
その他補助	0	0	
3　受取助成金等	3,910,000	3,600,000	
連合	600,000	600,000	連合 愛のカンパ助成金
アーユス	0	1,000,000	ブレークスルー助成金
カリタスジャパン	3,310,000	0	
その他	0	2,000,000	
4　事業収益	1,751,839	3,020,000	
情報発信事業収益	1,211,248	2,000,000	M ネット購読費、書籍・DVD・カレンダー売り上げ
講師派遣等事業収益	540,591	800,000	講演料、シンポ、セミナー
国際協力事業収益	0	0	
ネットワーク構築事業収益	0	220,000	札幌ワークショップ
5　その他の収益	27	0	
受取利息	27	0	
経常収益計	**11,001,251**	**13,320,000**	
Ⅱ経常費用			
1　事業費			
（1）人件費			
給料手当	4,348,500	6,080,000	専従 2 名、パートタイム 1 名
法定福利費	671,740	830,000	職員社保、労働保険
通 勤 費	273,258	320,000	スタッフ通勤費
福利厚生費	265,960	430,000	共済費
人件費計	5,559,458	7,660,000	
（2）その他経費			
業務委託費	640,000	700,000	税理士、女性プロジェクト委託
諸謝金	414,120	700,000	
講師謝金	237,000	300,000	シンポ、連続セミナー講師
通訳謝金	110,000	200,000	シンポ、セミナー、省庁交渉通訳
その他の謝金	67,120	200,000	

印刷製本費	118,385	300,000	印刷機コピー代、名刺代
会議費	207,428	300,000	シンポジウム、セミナー
製作費	1,588,564	1,500,000	M ネット編集、印刷、送料、動画・HP 制作
旅費交通費	446,449	800,000	ボランティア交通費、スタッフ出張費
通信運搬費	115,335	120,000	郵便、宅配便など
地代 家賃	540,000	540,000	家賃光熱費 45,000 円× 12 ヶ月
租税公課	600	0	
その他経費計	4,070,881	4,960,000	
予備費		100,000	
事業費計	9,635,339	12,720,000	
2　管理費			
（1）人件費			
人件費計	0	0	
（2）その他経費			
会 議 費	21,218	30,000	理事会・運営委員会会場費
通信運搬費	115,508	100,000	電話代
消耗　品費	220,704	200,000	
備　品　費	30,850	100,000	
広告宣伝費	0	0	
新聞図書費	15,926	20,000	
諸 会 費	67,800	50,000	ネットワーク会費、集会賛同金
支払手数料	26,230	30,000	
雑　　費	140,889	70,000	クラウドペイメント使用料、手数料
その他費用計	639,125	600,000	
管理費計	639,125	600,000	
経常費用計	**10,274,464**	**13,320,000**	
税引前当期正味財産増減額	726,787	0	
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	
当期正味財産増減額	656,787	0	
前期繰越正味財産額	4,022,760	4,765,039	
次期繰越正味財産額	4,679,547	4,696,371	

第 5 号議案

定款の一部変更の件（案）

定款第 58 条について、以下のとおり変更を提案します。

新（変更後）	旧
（公告の方法） 第 58 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。	**（公告の方法）** 第 58 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

【変更の理由】

2016 年 6 月、特定非営利活動促進法が改正され（2017 年 4 月 1 日施行）、これまで毎年末ごとに行ってきた法務局での「資産の総額の変更登記」が不要になり、代わりに毎年度の貸借対照表の公告が必要になりました。もともと移住連の定款では、「公告は官報に掲載する」としていたところですが、今後毎年度の手続となるため、貸借対照表についてはホームページで行う方が簡便です。

以上の理由により、第 58 条（公告の方法）について、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」と変更することを提案します。

第６号議案　**役員選出の件**

特定非営利活動法人

移住者と連帯する全国ネットワーク

第３期　役員（案）

（2018 年 7 月 1 日～ 2020 年 6 月 30 日）

代表理事	鳥井 一平	全統一労働組合／外国人技能実習生権利ネットワーク
副代表理事	丹羽 雅雄	すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（RINK）／弁護士
副代表理事	鈴木 江理子	移住連入管法対策会議／国士舘大学教員
理事	有川 憲治	カトリック東京国際センター（CTIC）
理事	大川 昭博	外国人医療・生活ネットワーク
理事	金　朋央	コリア NGO センター
理事	佐藤 信行	在日韓国人問題研究所（RAIK）/ 福島移住女性支援ネットワーク（EIWAN） 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）
理事	高谷　幸	移住連貧困対策 PT ／大阪大学教員
理事	山岸 素子	カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター 日本カトリック難民移住移動者委員会（JCaRM）
監事	飯田 勝泰	東京労働安全衛生センター
監事	藤林 美穂	行政書士

———————————————————————————————————————

顧問	岩本 光弘	移住労働者と共に生きるネットワーク九州
顧問	村山　敏	神奈川シティユニオン
顧問	渡辺 英俊	カラバオの会

事務局長	山岸 素子
事務局次長	安藤 真起子